

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(内部格付手法)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第1条 第10号 (定義) 17年3月 31日公 表別紙5 (内部格 付手法) 項番16	金融機関がTier2 およびTier3 資本に算入している期限付劣後債は、株式等エクスポージャーに該当するか否かの判断を明確化して頂きたい。	いわゆる Upper-Tier2 に該当し得る永久劣後債は株式等エクスポージャーに含まれるのに対し、Lower-Tier2 又はTier3 に該当し得る期限付劣後債は含まれません。御指摘の趣旨を踏まえ、見直し後規制案第1条第10号ハ(1)を以下のように修正致します。 旧:発行体が当該債務の支払を繰り延べることができること。 新:発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。
2	第1条 第41号 (定義)	居住用不動産向けエクスポージャーの資金使途は、当該居住用不動産に向けられたものと認識すべきか。当該不動産に居住している個人向けであれば、リフォーム・ローンや家財道具などの購入ローンは含まれるか。	当該居住用不動産について抵当権が設定されており、各金融機関において住宅ローンとして管理されている場合は、リフォームや家財道具などの購入を資金使途とする個人向けの貸付けであっても、居住用不動産向けエクスポージャーとして扱うことは妨げられません。
3	第1条 第43号 (定義)	金融機関の実務においてもリテールプールにおけるリスクの小口分散を心掛けており、1億円という水準は概ね了承できる。しかしながら、金融機関においてリスク分散を考える場合は、損失可能性の分散に基準を置いている。例えば、預金担保付貸金や商業手形の割引、保証協会保証付与信などは損失発生が極めて少ないので、小口分散の判定基準からは除外しており、これまでの運営においてもリスク分散の観点からの問題は発生していない。 規制の枠組みから1億円の判定をEADとするのは止むを得ないが、他方でそれを教条的に適用することは金融機関のリスク管理の実務を特定の枠組みに嵌めることになり、新規制の主旨に反することになると考える。バーゼルIIパラグラフ231では「監督当局は、これらの数値基準の実務上の適用に際して柔軟性をもって対応することが期待される」とあり、是非ともわが国の当局においても柔軟な対応をお願いする。	信用保証協会による保証の付された融資等であっても、バーゼルIIの枠組みでは、保証が付された場合はリスク・ウェイトの置換又はPD若しくはLGDの推計において調整することが原則であり、保証・担保でカバーされている部分をEADから控除するような取扱いは予定していません。そのため、対象となるエクスポージャーにつき、「一億円未満」に当たるか否かを当該金融機関グループが判定する際に、被保証部分を除くという取扱いをすることは基本的に想定していません。なお、「一億円未満」という金額基準に若干の柔軟性を許容することについては、その必要性も含め、今後検討したいと考えています。
4	第1条 第43号 (定義)	見直し後規制案第1条第43号に掲げる「一億円未満のエクスポージャー」の定義範囲を判断する際において、居住用不動産向けエク	見直し後規制案第1条第43号に記載のとおり、プール単位で管理している「①居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテ

<p>17年3月31日公表別紙5（内部格付手法）項番17</p>	<p>ポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びこれら以外の非事業性の個人向けエクスポージャー（学資ローン、自動車ローンなど消費性タームローンなど）については合算の対象にはならないものとして頂きたい。</p>	<p>ール向けエクスポージャーを除く事業性の個人向けエクスポージャー（事業性のものを除く）」及び「②1億円未満のエクスポージャー」は、いずれもその他リテール向けエクスポージャーに含まれ得るところ、後者(②)における1億円未満か否かの判断に当たって、前者(①)のエクスポージャーは合算の対象となりません。この趣旨をより明確にするため、見直し後規制案第1条第43号を以下のように修正致します。</p> <p>旧:その他リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーを除く個人向け（事業性のものを除く。）のエクスポージャー及び一億円未満のエクスポージャーであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。</p> <p>新:その他リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型エクスポージャーに該当しないもののうち次に掲げるエクスポージャーであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。</p> <p><u>イ 事業性のものを除く個人向けのエクスポージャー</u></p> <p><u>ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの</u></p>	<p>ール向けエクスポージャーを除く事業性の個人向けエクスポージャー（事業性のものを除く）」及び「②1億円未満のエクスポージャー」は、いずれもその他リテール向けエクスポージャーに含まれ得るところ、後者(②)における1億円未満か否かの判断に当たって、前者(①)のエクスポージャーは合算の対象となりません。この趣旨をより明確にするため、見直し後規制案第1条第43号を以下のように修正致します。</p> <p>旧:その他リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーを除く個人向け（事業性のものを除く。）のエクスポージャー及び一億円未満のエクスポージャーであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。</p> <p>新:その他リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型エクスポージャーに該当しないもののうち次に掲げるエクスポージャーであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。</p> <p><u>イ 事業性のものを除く個人向けのエクスポージャー</u></p> <p><u>ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの</u></p>
<p>5</p>	<p>第1条第54号（定義） 第156条第4項第3号ト（事業法人等向けエクスポージャーのLGD）</p>	<p>第156条第4項第3号トには、原材料、仕掛品、完成品、在庫品、機械設備などの例示がある反面、第1条第54号の定義においては、船舶、航空機、ゴルフ会員権の3つに適格その他資産担保が限定されるかのような表現となっている。第1条の条文を、あくまで例示であることを示す表現に変更して頂きたい。</p>	<p>基礎的內部格付手法においては、「適格その他資産担保」に該当する担保種類については、担保となる資産の流動性や市場価格の状況に基づき、各国監督当局が個別に指定することとなっています。これを踏まえ、見直し後規制案第1条第54号では、船舶、航空機、ゴルフ会員権についてはこれに該当するものと規定しています。</p> <p>また、見直し後規制案第176条において、残価リスクのないリース取引におけるリース物件については、上記の3つの資産であるか否かに関わらず、見直し後規制案第156条第4項第3号における運用要件を満たしていることを条件に、適格その他資産担保として取扱うことが可</p>

			<p>能となっています。</p> <p>なお、御指摘の見直し後規制案第156条第4項第3号トにおける「原材料、仕掛品、完成品、在庫品、機械設備などの例示」については、現時点において、これらの資産がリース物件となっている残価リスクのないリース取引において、適格その他資産担保としての運用要件等を満たすか否かを判断する際に用いることを想定しています。</p>
6	<p>第141条第4項 (承認申請書の提出) 第147条 (先進的内部格付手法への移行)</p>	<p>先進的内部格付手法移行計画においては、必ずしもLGDとEADの導入範囲・時期が完全に一致する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>見直し後規制案第147条では、先進的内部格付手法採用行は、内部格付手法の承認申請書の添付書類である内部格付手法実施計画(見直し後規制案第141条第2項第4号参照)及び、基礎的内部格付手法採用行から先進的内部格付手法採用行に移行する場合は先進的内部格付手法移行計画(見直し後規制案第141条第2項第5号参照)に従って、事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADを推計しなければならないこととされています。また、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画においては、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期を記載することが求められています(見直し後規制案第141条第3項参照)。</p> <p>従って、LGDとEADで自行推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期を異にすることは当然には妨げられません。もっとも、両者の推計値が密接に関連していることに鑑みますと、内部格付手法実施計画若しくは先進的内部格付手法移行計画又は信用リスク管理指針等の添付書類において、両者の推計値の導入時期が異なっても、算出される自己資本比率の適切性が損なわれない旨等につき御説明頂くこととなります。</p>
7	<p>第156条第2項 (事業法人向けエクスポージャーのLGD) 第157条第2項 (事業法人等向け</p>	<p>先進的内部格付手法採用行が劣後債権のLGDを推計する際、自行実績、外部情報ともにデータがない場合は、フォールバック・オプションとして、基礎的内部格付手法と同様に75%を使用することも認めて頂きたい。</p> <p>また、貿易関連、特定取引に係わるEAD推計は、そのデフォルト実績の少なさから、有効なEAD推計が困難である。フォールバック・オプションとして第78条に掲げる掛目を使用することを認めて欲しい。</p>	<p>先進的内部格付手法採用行においては、見直し後規制案第1条第33号に記載のとおり、LGD及びEADについて自行推計値を用いることが原則であり、自行推計ができない場合に基礎的内部格付手法における当局設定値を用いることは当然には認められません。</p> <p>先進的内部格付手法採用行が、内部又は外部の情報によっても自行推計できない場合に、一定の数値を「自行推計値」として用いる場合は、先進的内部格付手法採用行において、当該数値を用いることが暫定的な措置であり、自己資本比</p>

	エクスポージャーのEAD)		率の適切さを損なうものでないこと等について御説明頂くこととなります。また、このような「自行推計値」の適否については、実績値等をもって不断の検証を行うことが求められます。
8	第156条第4項第2号ニ (事業法人等向けエクスポージャーのLGD)	17年3月31日公表 別紙5(内部格付手法)項番62において、「前段については・差し支えないが、他方、後段については・最終的な推計値とすることを当然に認める趣旨ではない」旨の記載があるが、最終的な推計値とする余地を残して頂きたい。	バーゼルⅡにおいては、住宅価格指数の参照やサンプリングなどの統計的手法を用いて、年1回以上の頻度で実施する必要がある適格不動産担保の評価(=いわゆる評価替え)をすることは認められています。もっとも、こうした適格不動産担保の評価を通じ、担保価値が著しく低下したことや、債務者にデフォルトその他の信用事由のあることが判明した場合は、見直し後規制案第156条第4項第2号ニに規定されているとおり、統計的手法でなく、不動産鑑定士等の専門家による当該適格不動産担保の再評価を個別に行うことが求められています。
9	第156条第4項第3号イ (事業法人等向けエクスポージャーのLGD)	「第一号イからチ」ではなく、「第二号イからチ」の誤記であると考える。	御指摘を踏まえ、見直し後規制案第156条第4項第3号イを以下のように修正致します。 旧: <u>第一号イ</u> からチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、.. 新: <u>第二号イ</u> からチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、..
10	第156条第4項第3号ハ (事業法人等向けエクスポージャーのLGD)	当該条項は、一般的な担保設定契約の項目として債務者と合意するものではないので削除すべきである。	我が国の取引慣行を踏まえ、担保評価の方法や頻度については契約書に明示することまでを適格その他資産担保の運用要件に加えないこととして、見直し後規制案第156条第4項第3号ハを以下のように修正致します。 旧: ..担保の詳細並びに当該担保の評価の方法及び頻度の詳細について記載されていること。 新: ..担保の詳細について記載されていること。 なお、見直し後規制案第156条第4項第3号ニにおいて「信用リスク管理指針において、内部格付手法採用行が評価の対象とする担保の種類並びにエクスポージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及びその運用方法が記載されており..」と規定しており、信用リスク管理指針には担保の運用方法等を記載して頂くことに変更はありません。

11	<p>第 157 条 第 4 項 (事業法人等向け エクスポージャー の EAD) 第 167 条 第 1 項 (信用リ スク・ア セットの みなし計 算)</p>	<p>167 条によりルックスルーを行って信用リスク・アセットのみなし計算を行う場合には、当該対象エクスポージャーの EAD の上限は、当該金融機関の保有する財務諸表上の資産の EAD までとすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 167 条に規定されている信用リスク・アセットのみなし計算を行う場合の EAD の取扱いについては、今後検討していきたいと考えています。</p>
12	<p>第 166 条 第 5 項 (株式等 エクスポ ージャー の信用リ スク・ア セットの 額)</p>	<p>バーゼルⅡにおける株式等エクスポージャーに対するヘッジ取引が存在する場合の取扱いについては、「マーケット・ベース方式(簡易手法)」(バーゼルⅡパラグラフ 345)と「PD/LGD 方式」(同パラグラフ 355)とに分けて整理がなされている。</p> <p>「PD/LGD 方式」による対応方法については、信用リスク削減手法をベースに考えられているものと思料する。マーケット・ベース方式と PD/LGD 方式はそもそもリスク管理の考え方のベースが異なる方式であり、ヘッジ取引の考慮方法についても、バーゼルⅡ同様、分けて整理すべきと思料する。</p> <p>信用リスク削減手法をベースに考えた場合には、「第 166 条第 5 項」の規定に従った場合と比較して、下記点等において相違が発生することから、見直し後規制案でも「マーケット・ベース方式(簡易手法)」と「PD/LGD 方式」とを分けて記載した方がよいものと思料する。</p> <p>①マチュリティ・ミスマッチがある場合にヘッジが認められない要件 「残存マチュリティ：1 年以内」⇒「当初マチュリティ：1 年以内」の場合(第 131 条)</p> <p>②ヘッジとして認められないショート・ポジションに対する資本賦課の際 「ロング・ポジションとして認識」⇒「当該取引を認識しない」</p>	<p>バーゼルⅡにおいては、簡易手法及び PD/LGD 方式の双方について、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引のショート・ポジションは、当該商品が内部格付手法採用行の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが 1 年以上である場合にのみ、同一の個別銘柄のロング・ポジションとの相殺を可能としています。また、上記以外のショート・ポジションに関しては、ヘッジ取引とは認識せず、ロング・ポジションとして取扱う旨規定しています。</p> <p>見直し後規制案第 166 条第 5 項及び同第 6 項では、こうしたバーゼルⅡの規定を踏襲し、バンキング勘定におけるキャッシュおよび派生商品取引のショート・ポジションの取扱いを定めており、敢えて簡易手法と PD/LGD 方式を区分して記載する合理的な理由はないと考えています。</p> <p>なお、ヘッジ取引である当該ショート・ポジションとヘッジ対象である個別銘柄のロング・ポジションの残存期間が異なる場合(マチュリティ・ミスマッチ)に関しても、バーゼルⅡを踏まえ、簡易手法及び PD/LGD 方式の双方について、まず当該ショート・ポジションがヘッジとして明示的に仕組まれているか否かを確認した上で、標準的手法におけるマチュリティ・ミスマッチの規定を準用する取扱いとなっています(見直し後規制案第 166 条第 5 項参照)。</p> <p>従って、ヘッジ対象である個別銘柄のロング・ポジションと相殺するためには、まず当該ショート・ポジションの残存マチュリティが 1 年以</p>

			上であることが求められ、マチュリティ・ミスマッチの調整の際には、御指摘のとおり、当該ショート・ポジションの契約当初の時点における残存期間（当初マチュリティ）が1年以上であることが求められています。
13	第166条第5項 （株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	株価指数連動型上場投資信託（ETF）に対して同一インデックスを原資産とする先物でヘッジする場合の取扱いを御教示頂きたい。	株価指数連動型上場投資信託（ETF）に関しては、本来は株式等エクスポージャーの集合体であるものの、主要な証券取引所に上場されており、また、個別銘柄として取引されていることから、個々の株式等エクスポージャーと同様に取扱うことを認める方向で検討しています。今後、必要に応じ解釈集等の中で明確化を図っていきたいと考えています。
14	第166条第6項 （株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	当該条項中の、「第一項の算出においては」は「第一項（第三項第二号の内部モデル方式を除く）の算出においては」と修正すべきではないか。	御指摘を踏まえ、見直し後規制案第166条第6項を、以下のように修正致します。 旧：…第一項の算出においては、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引の… 新：…第一項第二号及び第三項第一号の算出においては、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引の… なお、内部モデル手法においては、個々の株式等エクスポージャーごとに下限が適用されますが（見直し後規制案第166条第7項参照）、その際は、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引のショート・ポジションは、簡易手法および PD/LGD 方式と同様に、ロング・ポジションとして扱われることを基本的に想定しています。
15	第166条第6項 （株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	キャッシュのショート・ポジションの信用リスク・アセットを派生商品取引と同様に、再構築コストと残存期間に応じたポテンシャルリスクの合計額として頂きたい。	キャッシュのショート・ポジションは、その経済効果が個々の株式等エクスポージャーに投資し、その信用リスクを引き受けていることに等しいため、再構築コストと残存期間に応じたポテンシャルリスクの合計額を EAD とすることは認められません。
16	第166条第6項 （株式等エクスポージャー	ショート・ポジションをロング・ポジションとみなす根拠を御教示頂きたい。株式のショート・ポジションの場合、当該発行体に対する信用リスク認識は不要と考えられる。従って、ショート・ポジションの全エクスポージ	バーゼルⅡにおいては、債務者の信用度に応じて信用リスク・アセットを算出する枠組みとなっています。株式のショート・ポジションについてもロング・ポジションと同様に債務者の信用度の変化等に応じたリスクを負っているた

	の信用リスク・アセットの額)	ヤーをロング・ポジションとみなすことは、あまりにも保守的過ぎる。	め、信用リスク・アセットを算出する必要があります。通常、ショート・ポジションには損失限度がないことも鑑みると、ロング・ポジションと同様の取扱いをショート・ポジションに対しても行うことが過度に保守的であるとは考えていません。
17	第166条第7項 (株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第167条第4項 (信用リスク・アセットのみなし計算)	株式のみからなるファンドに対して内部 VaR モデルを適用する場合、上場株式の割合が過半数を占めることが疎明できれば、下限は200%が適用できるとの認識でよいか。例えば、株式ファンドの中に、非上場株式が1銘柄でも入っていることを理由に、下限を300%となるとするのは、過度に保守的すぎるため。	バーゼルⅡにおいては、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットを積み上げることが原則です。従って、株式等向けエクスポージャーについて内部モデル手法を用いる場合は、個々の株式等向けエクスポージャー毎に、上場株式について200%、非上場株式について300%の下限が適用されます。こうした中、株式等向けエクスポージャーのみからなる資産の集合体を一つの資産とみなして計算を行う場合に、当該集合体の過半数が上場株式であるからといって、その全体について200%の下限を適用することは、あたかも当該集合体の全てが上場株式であることを前提とするものであるため、認められません。もっとも、当該資産の集合体が上場されている場合については、見直し後規制案第167条第4項に規定する要件を満たす限りにおいて、当該資産の集合体について200%の下限を適用することは妨げられません。
18	第166条第12項 (株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第167条 (信用リスク・アセットのみなし計算) 第283条 (クレジット・デリバティブのポジションの	17年3月31日公表 別紙2(自己資本比率計算)項番1によると、「内部格付手法採用行は、海外営業拠点を有していない金融機関であっても規制上の最低自己資本比率(4%)とは別に、内部格付手法の採用の条件(最低要件)として、国際統一規準行の算式に従い8%以上の自己資本比率を有することが求められています。」とある。しかしながら、第166条の中で、内部格付手法の株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト上限が「海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする」となっている表現がある。内部格付手法採用行全てに8%以上の自己資本比率を求めるのであれば、この部分の記述は不要ではないか。同様の内容が第167条、第283条にもみられる。	内部格付手法採用行については、国内基準行であっても国際統一基準行ベースの「算式により得られる比率が8パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。」と見直し後規制案第238条に規定しておりますが、当該規定は内部格付手法の最低要件以上の意味を持つものではありません。すなわち、内部格付手法採用行である国内基準行は、見直し後規制案第238条の規定に基づき、国際統一基準行ベースの算式により自己資本比率を算出することとは別に、最低所要自己資本比率(国内基準行にあっては見直し後規制案第25条及び第37条の算式により得られる比率について4%)以上の自己資本比率を保有しているかどうかを判断するための自己資本比率及び第3の柱において開示が義務付けられている自己資本比率の算出に当たっては国内基準に基づいて算出することが求められています。御指摘の見直し後規制案第166条第12項は株式等エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限を定めたものですが、国内基準に基づく自己資

	相殺等)		本比率の算出に当たり、御指摘の上限は自己資本控除に相当する水準を定めることが適当ですので、国内基準においてはこれを2500%と定めています。
19	第166条第13項 (株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	見直し後規制案第166条第13項第2号の「非上場株式」の定義の明確化をお願いしたい。「非上場株式」とは、株式等エクスポージャーのうち、上場株式でないものを指していると理解してよいか。それとも、株式のうち、上場していないものを意図しているのか。	株式等エクスポージャーが、見直し後規制案第166条第13項第2号に規定される「非上場株式」に該当するか否かについては、当該株式等エクスポージャーが上場しているか否かによって判断することを想定しています。
20	第167条(信用リスク・アセットのみなし計算) 第213条(事業法人等向けエクスポージャーのPD)	通常、外部格付は主に債券に対して付与されているが、株式の信用リスクを計測する方法として(特にファンドルックスルーにおいて)、内部格付や外部の発行体格付がない場合、外部の債券格付を代替使用することを認めて頂きたい。	外部格付のみに依存した信用リスク計測は内部格付手法として認められるものではないと考えています。株式等の発行体に関する情報が十分でない場合には、自行推計したPDを用いて算出された信用リスク・アセットの額を1.5倍することや、簡易手法を採用することが定められています(見直し後規制案第166条第10項及び同条第11項参照)。
21	第167条第4項(信用リスク・アセットのみなし計算)	見直し後規制案第167条第4項における「保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができない場合で、エクスポージャーの裏付となる個々の資産の額及び運用に関する基準が明らかでないとき」との記載は、「内部モデル手法」の準用が、第167条第1~3項の条件が満たせない場合のみ取扱いが可能との趣旨と想定されてしまうので、当該記載の削除をお願いしたい。	バーゼルⅡにおいては、個別の資産毎に信用リスク・アセットを直接計算することが原則となっています。まずは保有する当該エクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができないことと、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の額及び運用に関する基準が明らかであるか否かを検討して頂く必要があります。
22	第167条第4項(信用リスク・アセットのみなし計算)	今般、株式等エクスポージャーを含まないファンドの信用リスク・アセットのみなし計算において内部モデル手法が使用できることとなったが、当該手法にてみなし計算を行った場合、ルックスルーの上、PD/LGD法でみなし計算を行った場合には適用されない下限が適用されることとなっている。手法間の格差をなくすため、株式を含まないファンドについては、内部モデル手法でみなし計算を行った場合も下限を適用しないこととして頂きたい。	バーゼルⅡにおいては、個別の資産毎に信用リスク・アセットを直接計算することが原則となっています。また、信用リスクを計算するモデルについては、原則として当局が設定したモデルに依ることとされ、例外的に株式等エクスポージャーについて下限を設定した上で内部モデル手法を利用することも認められています。さらに、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することが困難な場合における実務上の要請が強いことに鑑み、見直し後規制案第167条第4項では、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に

			<p>計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の額及び当該裏付となる資産や運用に関する基準が明らかでない場合についても、一定の要件を課した上で当該エクスポージャーを株式等エクスポージャーとみなすことにより、例外的に内部モデル手法を用いることを認めています。従って、内部モデル手法を適用する場合において、株式等エクスポージャーに対して適用される下限を撤廃する合理的な理由はないと考えられます。</p>
23	<p>第 167 条 第 4 項 第 1 号 (信用リスク・アセットのみなし計算)</p>	<p>「当該評価額で第三者に売却できること」の要件に関し、ファンドの場合には、一般的に解約の形態をとる場合が多い。 また、ファンドの解約周期は取引毎により異なっており、「時価の算出頻度」と「解約の頻度」が異なる場合もある。 (時価評価は日次又は週次で実施されるも、解約周期は月次、四半期毎等) 今回の見直し後規制案に関しては、時価評価の頻度(日次又は週次)が要件となっているが、売却(解約)の頻度については特に求められていないものと認識しているが、見直し後規制案の内容では誤解を招く可能性があるため、当該文言の削除の方をお願いしたい。</p>	<p>見直し後規制案第167条第4項第1号では、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセット算出において内部モデル手法を用いる際の要件として、「第三者に売却できること」を規定しています。当該規定は、内部モデル手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額が適切なものであるよう、保有するエクスポージャーの換価性と価格の信頼性を担保することを目的としたものです。従って、当該評価額以上の額にて日次又は週次の解約が可能である場合には、「第三者に売却できること」の要件を満たしていると考えられます。 なお、御指摘のように解約の頻度が評価額の算出頻度を下回る場合、及び解約により得られる額が評価額を下回る場合においては、当該評価額を基に内部モデルにより算出した信用リスク・アセットの額を超えた損失が生じる蓋然性が高まることから、このようなエクスポージャーに対し内部モデル手法の適用を認めることは、不適當であると考えています。</p>
24	<p>第 167 条 第 5 項 (信用リスク・アセットのみなし計算)</p>	<p>「裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは」とあるが、400%を下回る蓋然性が高いことを判定するための要件について意見交換会等を通じて明確化して頂きたい。</p>	<p>見直し後規制案第 167 条第 5 項に記載の「裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高い」か否かに関する金融機関自らの判断がどのような場合に妥当性を持ち得るかについては、必要に応じ、類型化が可能か否かを含め、検討したいと考えています。</p>
25	<p>第 167 条 第 5 項 (信用リスク・アセットのみなし計算)</p>	<p>ベンチャー・キャピタル (VC) やプライベート・エクイティ (PE) ファンド投資については、欧米金融機関はわが国の金融機関に先駆けて、投資が盛んであり、各国当局もこれらの規制内容を緩和する方向で議論を行っているようである。 一方で、わが国の規制内容が、ファンド投資の扱い全般について、「裏付となる個々の資産</p>	<p>欧米各国の国内規制案におけるファンドの取扱いは、ファンドの定義が地域・国によって異なることから、わが国の見直し後規制案第 167 条第 5 項の規定と単純に比較することは必ずしも適當ではないといえます。なお、同条項は金融機関が当該ファンドの構成や裏付となる個々の資産を適切に把握していない際の取扱いであり、金融機関内部のリスク管理が適切に</p>

		<p>の加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性」を求めている点を始め、LGD を独自に定める等の対応を行っている欧米各国と比べてやや保守的すぎるように思える。</p> <p>わが国でもファンド形態による新興企業の創出・育成や破綻した企業の再生等がようやく軌道に乗り始めたところであり、この時期のリスクマネーの供給主体である VC・PE を通じ資金を円滑に供給することの重要性は、非常に高いと考えられる。</p> <p>従って、特に VC・PE ファンドについては、金融機関の行動を抑制的にすることがないよう（具体的には 400%以下のリスク・ウェイトを認める、あるいはわが国独自の LGD を検討する等）、今後、取扱いを御考慮頂きたい。</p>	<p>行われている場合は、当該ファンドのリスクを適正に反映した所要自己資本が賦課されることとなります。</p>
26	<p>第 167 条 第 5 項 (信用リスク・アセットのみなし計算)</p>	<p>信用リスク・アセットのみなし計算において、リスク・ウェイトが 1250% (海外拠点を有していない金融機関においては、2500%) となる場合に、信用リスク・アセットの計上に代えて、自己資本から控除する取扱いを認めて頂きたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 167 条第 5 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：(省略) 新：…(末尾に挿入) <u>ただし、当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする。)のリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとする場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、当該エクスポージャーの額を控除することができる。</u></p>
27	<p>第 173 条 第 2 項 (購入債権における保証の取扱い)</p>	<p>保証人が希薄化リスクのみを全部又は一部保証している場合は、被保証部分に係るリスク・ウェイトに代えて適格な保証人に対するリスク・ウェイトを用いて算出することができるが、当該条文で記載されている保証人は、第 122 条の適格性要件を満たす必要がないと思われる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 173 条第 2 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、<u>被保証部分に係るリスク・ウェイトに代えて適格な保証人に対するリスク・ウェイトを用いて算出することができる。</u></p> <p>新：保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、<u>保証人(基礎的内部格付手法採用行の場合、デフォルト・リスクについては、第二百二十二条各号に掲げるもの又は 4-2 以上の信用リスク区分に対応する PD に相当する PD が割当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部</u></p>

			<p>分に係るリスク・ウェイトとすることができる。</p>
<p>28</p>	<p>第 173 条 第 5 項 (購入債権における保証の取扱い)</p>	<p>「購入債権の信用リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために、購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、当該信用リスク削減手法を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる」の解釈を確認させていただきたい。</p> <p>最劣後に対する信用リスク・アセットを算出する場合、下記 1. と 2. のどちらかの解釈が考えられるが、下記 2. の解釈でお願いしたい。</p> <p>1. 一部保証を、第一義的に、信用リスク削減手法の枠組みで捉える。</p> <p>「バーゼル最終文書」の設例と同様、劣後部分に対する信用リスク・アセットを、劣後エクスポージャーに保証人のリスク・ウェイトを乗じて算出する。</p> <p>(劣後部分の信用リスク・アセット＝劣後エクスポージャー×保証人のリスク・ウェイト)</p> <p>2. 一部保証を、第一義的に、証券化エクスポージャーの枠組みで捉える。</p> <p>劣後部分を譲渡人宛与信とみなし、譲渡人の PD と LGD を当局設定のリスク・ウェイト関数に代入して、劣後部分の信用リスク・アセットを導出する。</p> <p>当該条項により劣後部分と認められた部分に対する所要自己資本の計上が必要。代表的なケースである「部分的な買戻し条件」(部分的な保証)により劣後部分が発生する場合は、譲渡人宛の事業法人等向けエクスポージャーとして算出できることの明確化を要望する。</p> <p>第 173 条第 5 項では、「購入債権の信用リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために、購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる」と記載している。証券化エクスポージャーとして優先部分に対する所要自己資本額を計測することに加えて、当該劣後部分に対する所要自己資本も</p>	<p>見直し後規制案第 173 条第 5 項については、御指摘を踏まえ、趣旨が明確となるよう修正致します。購入債権に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、信用リスク削減手法の対象となる劣後部分とそれ以外の優先部分とに分けて、優先部分と劣後部分それぞれを証券化エクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出し、劣後部分については信用リスク削減手法が提供されたものとして扱うことができるという趣旨です。保証においては、保証人のリスク・ウェイトに置き換えて計算することができます。</p> <p>旧：…場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。</p> <p>新：…場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットを計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。</p>

		別途計上すべきものと考えるが、当該条文では所要自己資本の計上が必須か。	
29	第 174 条 ～第 177 条 (リース取引)	<p>ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの別を問わず、会計上、賃貸借処理が定着しており、新規制の導入にあたっては、この点を十分に踏まえての検討が必要である。</p> <p>わが国リース会社の約 5 割が金融機関系であることから、新しい自己資本比率規制の導入によって、多くのリース会社が経営上の影響を受けることになる。</p> <p>しかも、日本においては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの別を問わず、会計上、賃貸借処理が定着しており、新規制の導入にあたっては、この点を十分に踏まえての検討が必要である。リース取引を金融取引に擬した新規制は、日本のリース取引の実態にそぐわず、実質よりも過大なリスク量計算となりかねないこと、及び、リース会社に過重なシステム負担を課することになる点を懸念する。</p>	<p>17 年 3 月 31 日公表 別紙 5 (内部格付手法) 項番 103 を御参照下さい。企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供することを目的としているのに対し、バーゼルⅡは、金融機関が保有する資産の状況に照らして、保持すべき自己資本の水準を算出することを通じ、金融機関の経営の健全性を確保することを目的としています。バーゼルⅡの導入によって、会計上の処理を変更する関係にはなく、他方、会計上の処理方法によってバーゼルⅡの枠組を変更することも想定していません。</p>
30	第 174 条 ～第 177 条 (リース取引)	<p>「償却後簿価」を基礎として EAD を算出する取扱いを容認願いたい。また、見直し後規制案第 177 条の見積残存価額の信用リスク・アセット算入率 (100%) について、損失発生率等のデータを整備する段階で見直しが妥当であり、その旨明示して頂きたい。</p> <p>17 年 3 月 31 日公表 別紙 5 (内部格付手法) 項番 103 及び項番 107 のいずれにおいても、「償却後簿価」を基礎として EAD を算出する取扱いについては、「リース料から利息相当額を差し引いた額」を「上回る」もしくは「下回るものではない」ことが合理的に説明できれば、差し支えない、とのことである。</p> <p>ここで、確認依頼致したいのは、以下の 2 点である。</p> <p>①ここでいう「リース料」とは、未経過リース料総額から、固定資産税・保険料・保守料等の付随費用相当額を除いたものである、との理解でよいか。</p> <p>②「償却後簿価」が、「リース料から利息相当額を差し引いた額」を「上回る」もしくは「下回るものでない」ことが合理的に説明できれば、「償却後簿価」を、<u>レッシーに対するエクスポージャーの額として取扱うことは差し支えない</u>、との理解</p>	<p>確認事項①については、見直し後規制案第 175 条において、リース料から利息相当額を差し引いた額をもって EAD と規定しております。なお、御指摘のような付随費用については、レッシーがデフォルトした時点以降に発生しないことが明らかな場合に限り、これを除外することについては理解し得ますが、今後、レッシーの信用リスクの一部として認識することが適当でないものが存在するかについて、必要に応じ検討していきたいと考えています。</p> <p>確認依頼事項②並びに要望事項①及び②については、バーゼルⅡの枠組みにおいては、リース取引について、「リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額」を EAD として認識することが想定されており、リース物件の償却後簿価を基礎とする取扱いは基本的に予定していません。17 年 3 月 31 日公表 別紙 5 (内部格付手法) 項番 107 は、あくまで一定の要件のもと、償却後簿価を EAD とみなすことを容認する趣旨です。</p> <p>要望事項③については、見積残存価額は、リース期間終了後当該金融機関において保有した場合を想定し、バーゼルⅡを踏まえ、「その他資産」と同様に 100% のリスク・ウェイトが定</p>

	<p>でよいか。</p> <p>上記 2 点の確認を踏まえて、以下に 5 点、要望申し上げたい事項がある。</p> <p>【要望事項】</p> <p>①「償却後簿価」を基礎として EAD を算出する取扱いを行う場合に、見積残存価額をどう取扱うのか、明確にして頂きたい。</p> <p>②「償却後簿価」が、「未経過リース料総額から利息相当額を差し引いた額」を「上回る」もしくは「下回るものでない」ことが合理的に説明できるというのは、どのようなケースを想定しているのか、明確にして頂きたい。</p> <p>その上で、とりわけ、見積残存価額がない場合には、「償却後簿価」と「未経過リース料総額から利息相当額を差し引いた額」が概ね一致していれば、前者を基礎として EAD を算出することを、容認されるようお願い致したい。</p> <p>③第 177 条において「リース取引においては、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする」とある。</p> <p>(イ) 見積残存価額の設定にあたっては、リース会社は、予想される市場価格をもとにして、リース満了時に物件を売却し、その代価で当該見積残存価額を全額回収した上で、さらに売却益を獲得することを意図している。この点を考慮すると、いずれ、リース会社において、見積残存価格に関する損失発生率等のデータが整備された段階では、この「百パーセント」のリスク算入率について、見直しが認められるよう、条文の見直しをお願い致したい。</p> <p>(ロ) 見積残存価額が、「償却後簿価」すなわちデフォルト時の最大損失額を上回るような場合での取扱いを明確にするようお願い致したい。</p> <p>④第 174 条の「リース取引」の定義には、レンタル取引も該当するという点を御確認頂いた上で、もし、該当するものであるならば、レンタル取引の場合について、第 175 条にいう「リース料から・・・利息相当額として合理的</p>	<p>められています。</p> <p>要望事項④については、個別具体的な取引がリース取引に該当するか否かについては、その取引の名称に関わらず、見直し後規制案第 174 条第 1 項の規定に従って判断することとなります。</p>
--	--	---

		に見積もった額を控除した額を EAD」とは、具体的にどのような計算を想定しているのか、明確にして頂きたい。	
31	第 190 条 第 2 項 (内部格付制度及び運用に関する書類の作成)	「ただし、第九款を除く」とあるが、第七款、第八款も除く旨を明示すべきではないか。	御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 190 条第 2 項を以下のように修正致します。 旧：…(ただし、第九款を除く。)… 新：…(ただし、 <u>第七款から第九款までを除く。</u>)…
32	第 193 条 第 1 項 (リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て)	リボルビング型クレジットにおいて、契約当初は一律の承認基準による選別を行い、その後、利用額や利用状況、返済履歴等により、プールを区分して管理を行っているケースがある。ビヘイビア・スコアリングとして海外でも一般的な管理である。リテール向けエクスポージャーにおいて、「信用供与の審査手続」においてプールの割当てを行うことを義務付けているが、上記のような金融機関実務にも対応できる条文への変更をお願いしたい。	見直し後規制案第 181 条、第 183 条及び第 195 条の記載のとおり、内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて、リスクが適切に区分されるようなプールへの割当てを審査手続において行った上で、年 1 回以上の割合で、各プールの損失特性や延滞状況等を見直すという運用が求められています。
33	第 195 条 第 2 項 (リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)	リテール向けエクスポージャーのプールにおいて適切にプールを割り当て、プールの PD・LGD 特性を適切に把握することが重要であることは金融機関実務でも同様であるが、しかしながら、それを達成する方法は、「プール内の個々の債務者の状況を見直す」だけではないと思料する。 推計値と実績値の検証によるスコアリングモデルの頻繁な改訂や、経過期間と PD・LGD の関係を分析することで、プール内のリスク特性の変化に対応することは可能である。 個々の債務者の状況見直しは、千差万別な個人顧客を対象とする取引である以上、(それがサンプリング法においても)極めて困難であるという事実があり、民間金融機関はそれを前提としたリスク管理の高度化の努力を積み重ねている。 本条項を否定するつもりはないが、内部格付制度の最低要件の遵守状況を判断するにおいて、他の面での金融機関の高度化の努力も勘案した総合的な判断を行って頂き、本条項を教条的に適用しないようお願い申し上げます。	プール内の個々の債務者の状況を見直すことは、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割当てられていることの確認を目的として実施するものです。 具体的には、見直し後規制案第 195 条第 2 項においては、「プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。」とあり、その確認方法は各金融機関に委ねられていますが、上記の趣旨及び保有するエクスポージャーのリスク特性に照らし、代表的な標本の調査と同等の確認が行われていることを疎明して頂くこととなります。
34	第 200 条	リテール融資における信用リスクのストレ	内部格付手法採用行は、①所要自己資本の額の

	<p>第2項 第3号 (信用リスクのストレス・テスト)</p>	<p>ス・テストはかなり困難であると思われるが、リテール融資についても外部格付の区分に大まかに紐付けするなどし、ストレス・テストを実施する必要があるのか。</p>	<p>充実度を評価するためのストレス・テストと、 ②特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するためのストレス・テスト(信用リスクのストレス・テスト)を行うことが求められています。いずれもリテール向けエクスポージャーも含め実施することが想定されていますが、金融機関がストレス・テストの詳細を定めることが期待されています。 具体的なストレス・テストの実施の要件については、見直し後規制案第200条第2項各号に規定されていますが、その一部につき実務上困難であるとの御指摘を踏まえ、今後どのような手法がリテール向けのエクスポージャーについて適切であるかについて、検討する予定です。</p>
<p>35</p>	<p>第203条 (監査)</p>	<p>監査役が内部格付制度を見直し、その結果に関する監査報告書の作成が求められているが、監査役職務範囲はあくまで「取締役の業務執行」であり、本条で求められている機能は監査役が本来果たすべきものとは考えにくい。また、同等の機能を持つ業務監査機関についても、17年3月31日公表 別紙5(内部格付手法)項番131において当局見解は示されているものの、商法上の委員会等設置会社における「監査委員会」を指しているとの解釈を想起しかねず、そうした解釈に立った場合、本条の機能を果たすものではない。本条の機能を担う部署の表現としては、オペレーショナル・リスク(第308条第7項)と同様の「内部の監査部署」という表現が妥当と考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第203条を以下のように修正致します。</p> <p>旧：<u>監査役又は同等の独立した機能を有する業務監査機関は、</u>… 新：<u>独立した機能を有する内部の監査部署は、</u>…</p>
<p>36</p>	<p>第214条 第3項 (リテール向けエクスポージャーのPD等)</p>	<p>「ただし、PDを推計するに当たって関連性の低いものについては、この限りではない。」と追加されたが、具体的に関連性の低さはどのように証明すればよいか。 例えば、審査基準が大幅に変わった前と後では関連性が低いと判断してよいか。もし仮に5年以内にそのような状況が発生した場合、内部データではなく外部データを用いる必要があるのか。</p>	<p>御指摘を受け、趣旨の明確化のために、見直し後規制案第214条第3項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：<u>内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りではない。</u> 新：<u>内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであって、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。この場合において、PDを推計するに当たって</u></p>

			<p><u>関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。</u></p> <p>なお、御指摘の「審査基準が大幅に変わった」事例については、審査基準の変更とその前後における与信のリスク特性の変化の程度を踏まえ、金融機関が個別に判断をし、その適切性について疎明して頂くこととなりますが、今後、「関連性」についての判断基準について、類型化が可能か否かも含め、検討したいと考えています。</p>
37	第 220 条第 2 項 (保証人に対する債務者格付等の付与)	見直し後規制案第 220 条第 1 項第 3 号の事業法人等向けエクスポージャーにおいては、「すべての関連性のある情報」との文言に修正されているが、第 2 項第 3 号のリテール向けエクスポージャーは「すべての情報」のままとなっており、同様の修正をお願いしたい。	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 220 条第 2 項第 3 号を以下のように修正致します。</p> <p>旧：…すべての情報を保有すること。 新：…<u>すべての関連性のある情報</u>を保有すること。</p>
38	第 223 条第 2 項 (クレジット・デリバティブについての取扱い)	第 223 条第 2 項によると、第 119 条及び第 120 条の規定が内部格付手法採用行に対して準用され、第 121 条は準用されないため、第 120 条 1 項 1 号ハが満たされなくても、内部格付手法採用行は信用リスク削減効果を 100%勘案できると考えてよいか。	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、見直し後規制案第 223 条第 2 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：第百十九条及び第百二十条の規定は、… 新：第百十九条から第百二十一条まで及び第百二十三条の規定は、…</p>
39	第 223 条第 2 項 (クレジット・デリバティブについての取扱い)	内部格付手法においても、内部ヘッジによるクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として適用する場合の要件規程を要望する。	<p>御指摘を踏まえ、見直し後規制案第 223 条第 2 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：第百十九条及び第百二十条の規定は、… 新：第百十九条から第百二十一条まで及び第百二十三条の規定は、…</p>
40	第 241 条 (内部モデル手法の承認の基準) 第 242 条 (書類の整備)	見直し後規制案第 241 条に記載の株式等エクスポージャーにおける内部モデル手法の承認の基準及び第 242 条に記載の同手法を用いる際に必要な書類の整備につき、記載内容の具体化を図って頂きたい。	<p>今後検討を行い、必要に応じて見直し後規制案の修正や解釈集等での明確化を図っていきたいと考えています。</p>
41	附則第 13 条 (株式エ	主要な株価指数に沿って運用される投資信託については、経過措置の対象に含めると記載されているが、インデックス型以外のアクテ	<p>見直し後規制案附則第 13 条における経過措置の対象は、その趣旨に照らし株式の「継続保有」と同等と考えられることが必要と考えます。御</p>

	クスポージャーに関する経過措置)	<p>ィブ型であっても、「運用対象の選択につき、当該投資信託を保有している金融機関の恣意性が排除されている」「そのリスク内容が、株価指数に含まれる個別株式を金融機関が継続して保有する場合と比べて大きく変動する恐れが少ない」(17年3月31日公表 別紙5(内部格付手法) 項番 160) に該当すると思われるため、その旨を明示して頂きたい。</p>	<p>指摘のインデックス型以外のアクティブ型については、そのリスク内容が相応に変わり得る点に鑑みると、継続保有と同様とは必ずしも言えず、株式の「継続保有」と同等とすることは不適當と考えられるため、当該経過措置の対象にすることは不適當と言えます。</p>
42	<p>附則 第13条 (株式エクスポージャーに関する経過措置)</p>	<p>新しい自己資本比率規制が施行される前に金融機関が購入した一部の有価証券について、新しい自己資本規制ルール適用除外又は適用/猶予期間を設ける予定はないか。 特に、現状では必ずしも定義が明確化されていない代替投資等につきまして、市場への影響(流動性リスクが大きなものほど影響が大きい)も踏まえた上で、グランドファザリングの適用につき十分な御検討をお願いしたい。</p>	<p>見直し後規制案附則第13条では、バーゼルⅡを踏まえ、同条第1項に記載された株式等エクスポージャーについて、16年9月末までに取得したものを対象に経過措置(いわゆる「グランドファザリング」)を認めています。 当該経過措置が認められるための取得期限を16年9月末までとすることは以前から周知してきたところであり、これをバーゼルⅡの実施時期(19年3月末)まで延長することは考えていません。 こうした経過措置の基本的構造はバーゼル委からかねてより示されてきたものと整合的なものであり、金融機関の側でも、予見可能性のある状況下で様々な判断を行い得る状況が確保されてきたと考えます。</p>